

尼崎市教育委員会 11月定例会 会議録

1 開会及び閉会の日時

平成26年11月25日 午後4時02分～午後5時02分

2 出席委員及び欠席委員

|          |      |
|----------|------|
| 出席委員 委員長 | 濱田英世 |
| 職務代行者    | 磯田雅司 |
| 委員       | 岡本元興 |
| 委員       | 仲島正教 |
| 教育長      | 徳田耕造 |

3 出席した事務局職員

|          |      |
|----------|------|
| 教育次長     | 中川一  |
| 管理部長     | 富永謙一 |
| 学校計画担当部長 | 舟本康弘 |
| 施設担当部長   | 下村芳範 |
| 学校教育部長   | 西川嘉彦 |
| 社会教育部長   | 吉田淳史 |
| 職員課長     | 井上潤一 |
| 学務課長     | 高木健司 |
| 学校保健課長   | 森山太嗣 |

日程第1 会議録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第45号 平成26年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第46号 尼崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第47号 平成27年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
- (4) 議案第48号 平成27年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
- (5) 議案第49号 平成27年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について

日程第3 協議・報告事項

(1) 梅香小学校敷地複合施設のあり方市民会議意見のまとめについて

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時02分、委員長は開会を宣した。

委員長 日程第2の「議事」について、「議案第45号 平成26年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、「議案第45号」は、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

委員長 それでは、これより日程に入ります。日程第1の「会議録の承認」について、報告を求めます。管理部長。

管理部長 10月臨時会、10月定例会、11月臨時会会議録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしく願います。

委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。10月臨時会、10月定例会、11月臨時会会議録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって会議録は、報告のとおり承認することにいたします。

委員長 次に、日程第2の「議事」に移ります。「議案第46号 尼崎市立高等学

校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第46号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第47号 平成27年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」、「議案第48号 平成27年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」及び、「議案第49号 平成27年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 小学校、中学校、高等学校で何人が退職したのか、改めて教えてほしい。また、県教委への申し入れ事項についても書面にしてほしい。今後の教頭、校長試験のこと、その人数確保など、尼崎市独自で県教委に打診したい事があったと思う。その事をまとめて後日でいいので報告してほしい。

職員課長 まず、若手教員を対象とした、市教育委員会等との交流については、小学校では35歳から45歳の中堅層の教員数が他の年齢層に比べて少なく、将来的な管理職候補の育成が喫緊となっている。今年度同様に、意欲ある若手教員を一定の期間事務局等で経験をつませることで、教員自身の資質の向上や、意識改革に繋げ、将来的に管理職候補として現場で活躍することが期待されることから、引き続き取り組んでいくものである。また、委員の指摘にあった、学校園の退職動向であるが、今年度末で、校長は小学校で9名、中学校で2名が退職することとなっている。教頭は小学校で3名、中学校で1名の計15名が定年退職をする。加えて、再任用校長の3名も

退職となる。来年度、平成27年度末を見ても、校長は小学校で10名、特別支援学校で1名、教頭は小学校で1名の計12名が退職するという状況である。他市も同様の状況であるため、管理職試験の受験可能年齢が、教頭で40歳以上、校長で45歳以上となっているので、今後の状況を鑑みて年齢制限を引き下げること、あるいは教頭職の、当該校種の免許要件をはずし、校長と同様に管理職として認めるといった対策を県教委に対し要望しているところである。また新規採用候補者の適正配置についても、特に本市では臨時的任用を経験し、今年度採用された新規採用者には本市への採用面談の提示を県教委へ強く要望していく。以上、退職人数及び、県教委への要望については、改めて紙にまとめて報告させていただく。

委員 特にはないが、少し気になる点はある。基本方針の文章が、小・中・特別支援学校と、高等学校、幼稚園と、3つに分けられてはいるが若干文章の書き方が違うように思われるがなにか理由があるのか。

職員課長 小学校と中学校などの義務教育については、人事異動等は県が主体的におこなっている。一方で幼稚園と高校については、ある程度尼崎市の考え方を反映させることができる。そのため、幼稚園、高校の方が特色をよりだしていけるため、文章にも若干の違いはあると思う。

委員 昨年度の異動方針との違いのような、今年度尼崎市として力を入れたものはあるのか。

職員課長 先ほど小・中・特別支援の教職員の異動方針の説明で、具体的に3年以上在勤した者を配置換えしていくという説明をしたと思うが、その中でも新規採用の者に関しては昨年度と違う対応をとる。昨年度は現任校で6年在勤した者を原則配置換えにするということであったが、平成27年度からは6年間新任として在勤したものは、配置換えしていくと変更した。管理職候補が少ないことも考え、早い段階からより多くの経験をしてもらうために、積極的に人事交流していくことを考えている。

委員 8年以上在勤したものは原則配置換えとなっているが、その年数の最高は10年なのか。仮に10年とすると、10年で必ず異動するのか。

職員課長 現状は様々な理由があるものの、10年在勤している教員はもちろんいる。最終学年の持ち上がりや、指定研究発表の中心にいる、または教務主

任の後任がない、といった諸事情もあるので原則配置換えと記載している。

委員 それは理解できるが、あまりにも長く在勤することはやはり問題だと思う。現状、最高で何年在勤しているのが最長になるのか。

職員課長 現状は最高で10年在勤している方がいる。

委員 幼稚園の教職員を新規採用でどんどん採用していると思うが、今のところ正規教諭と助教諭との割合はどのくらいか。

職員課長 助教諭の教員は18.7%となっている。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第47号から議案第49号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案49号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 次に、日程第3「協議・報告事項」の「梅香小学校敷地複合施設のあり方市民会議意見のまとめについて」の報告を求めます。社会教育課長。

社会教育課長 (報告内容説明)

委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 今後のタイムスケジュールを教えてくださいたいのだが。市民会議から意見が出て、教育委員会でその報告をした後、報告に沿った複合施設になるのであろうが、教育委員会の動き、他局の動き、建築のスケジュールなどを教えてほしい。

社会教育課長 今年度中に設計委託の予算要求をしていく。梅香小学校の跡地に養護学校と複合施設を設計する予定となっている。他局も関係する事だが、教育委員会事務局がまとめて設計委託していくこととなる。来年度は工事費の予算要求をしていくことになるが、これに関しては、社会教育課と多目的ホールの面積案分することとなる。工事着工は平成28年度から平成29年度の間に行うこととする事を予定しており、平成30年度からの施

設利用開始を予定している。

委員 面積案分ということだが、複合施設の中でどのような区割りをしていくのか。

社会教育課長 予算に関しては詳細がまだ決まっていないが、養護学校、中央公民館が入る予定なので、教育委員会の担当部分となる。多目的ホールについては、所管がまだ決まっていないが、資産統括局等が調整している。残る共有スペースについては、複合施設内で所有する面積で按分することとなる。

施設管理、運営に関しては今後市民に一番利用しやすいように考えていく。

委員 共有部分を省いた、教育委員会所管部分について、議論していかななくてはならないと思うが、どこを議論すべきかよく分からないのだが。

社会教育課長 中央公民館を複合施設に移設するという、今までにない事なので、どのような公民館にしていくかというものを今後も議論していきたい。多目的ホールに関しても、連携を進め、いいものになるよう市として考えたい。

委員 施設もハード面ではなく、あり方・求められる役割に関する具体的な組織作り、テーマや取組みといったものを完成の平成30年までに作ってもらえるのか。そのたたき台を出してもらい議論がしたい。

複合施設なので他の部局との調整もちろん大事なものは分る。しかし、それは別として、教育委員会はどのようにしていくのか、という事を同時進行で取組んでもらいたい。他の部局との足並みは大事だが、それについては社会教育独自で進められることだと思うのだが。

社会教育部長 ハード面については施設機能として配布資料にもお示しさせていただいているが、大枠が決まったので、細かな点に関しては、公民館運営審議会でも議論していきたい。あり方や求められる役割については、総合計画の「生涯学習」の中で、行政として取り組んでいくと掲げているところであるが、今回の新たな中央公民館に限った話ではなく、現在ある地区公民館を含めた社会教育施設にも言えることである。後日お示しすることになると思うが、学社連携などの新規事業を少しではあるが提案していこうとしている。そういった意味でも、平成30年から始まる事ではなく、総合計画ができた平成25年度からスタートしている話なので、引き続き少しずつでも進

めていきたい。

委員 新たな施設ができてから、急迫、組織作りやあり方について考えるのはやめてほしいという意味なのだが。施設が正式に完成したときにスムーズに、具体的に動けるようにしてほしい。

委員 多目的ホールは管轄外だ、といった説明が聞かれるが、そこは乗り越えてもらわないと本当の意味で市民のためにはならないと思う。市民が来ても、教育委員会の所管ではないのであっちです、こっちですと言われては利用する市民からすれば利用しにくい。総合的に利用できるように取組んでほしい。市の総合計画を基にしているのであれば、少なくとも方向性が同じなのでそのような事はおきないと思うが。

社会教育部長 市民にとって、一体的に利用できるほうが利用しやすいと思う。社会教育施設であれば営利、宗教、政治に関しては、一定の制約があるが、多目的ホールは労働福祉会館の代替施設であるので、制約はないことから、一定の線引きは必要になるが、運営面に関しては、利用しやすいようにしていきたい。

委員 中央公民館を所管している教育委員会の目線のみで議論をしていいのかというのが疑問であった。総合計画な施設のあり方について考えてほしい。

委員 あかちゃんのための図書コーナーという記載があるが、障害者のための取組みの記載はないのか。

社会教育課長 社会教育委員会議や、公民館運営審議会等でも意見は出ているが、障害者に配慮した施設作りは当然という考えである。ただ、明記するように改善する。

委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

委員長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。管理部長。  
管理部長 (報告内容説明)

委員長 報告内容に質疑はありませんか。質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

委員長 次に、「日程第2 議事」に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

(傍 聴 者 退 席)

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

委員長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会11月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時02分)

尼崎市教育委員会11月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。